

国立大学の授業料の口座振替可能な金融機関の拡大について

1 行政相談の概要

子供が他県にある東北管内に所在する国立大学に入学することになったが、授業料の納付方法は提携銀行からの口座振替とされており、提携銀行は一部都市銀行と地元地方銀行に限定されている。新たに遠方の都市銀行やこちらに支店がない地方銀行に口座を開設することは不便なので、口座振替可能な金融機関を拡大してほしい。

2 国立大学の授業料の納付方法の概要

(1) 国立大学の授業料の納付に係る法的根拠

国立大学の授業料は、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第3条の規定において、他の法令に別段の定めがあるもののほか、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号。以下「費用省令」という。）の定めるところによるとされている。

授業料の徴収方法及び徴収額については費用省令第5条及び第6条において、また、入学料の徴収方法については費用省令第7条において、それぞれ定められているが、いずれも徴収時期及び徴収額の原則等を定めたものであり、納付方法について定めているものはない。

(2) 国立大学の授業料の納付方法に係る文部科学省からの通知

文部科学省は、総務省行政評価局からの「国立大学授業料の納付方法の拡大（あっせん）」（平成25年9月6日付け総評相第172号通知）を踏まえ、各国立大学法人に対し、「国立大学授業料の納付方法の拡大について」（平成25年10月30日付け25受文科高第1680号文部科学省高等教育局長通知。以下「文部科学省通知」という。）を発出し、授業料の納付方法が適切なものとなるよう配慮することを求めている。

(3) 学生・保護者等の学費納付者の授業料の納付方法

学生・保護者等の学費納付者（以下「学費納付者」という。）による授業料の納付方法は、大学により異なるが、大別すると以下のとおり、「口座振替による納付」と「口座振込による納付」がある。

① 口座振替による納付

口座振替（自動振込）は、入学時に学費納付者から口座振替依頼書を提出させることにより、大学が指定する金融機関の学費納付者の口座から自動振替を行い、その後は納期ごとに自動引き落としを行う方法である。

② 口座振込による納付

口座振込は、納期ごとに大学が学費納付者に振込用紙を送付し、大学の指定する金融機関の口座に振り込ませる方法である。現金で納付するほか、キャッシュカード払いやインターネットバンキングからの納付も可能である。

(4) 出身都道府県別入学者数

東北管内の国立大学（7 大学）における平成 31 年度出身地方別入学者数は、表 1 のとおりである。宮城教育大学を除き、県外出身者が半数以上となっており、全体としてはおおむね 6 割以上を占めている状況がみられる。

表 1 平成 31 年度出身地方別入学者数 (単位：人、%)

大学名	県内	県外	(地方別内訳)									入学者計
			北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	その他	
弘前大学	506 (37.2)	856 (62.8)	379	263	108	73	19	4	4	6	0	1,362
岩手大学	390 (36.1)	691 (63.9)	59	447	94	53	10	3	2	6	17	1,081
秋田大学	378 (39.4)	581 (60.6)	28	193	190	132	24	4	1	6	3	959
東北大学	348 (14.1)	2113 (85.9)	60	501	929	407	96	28	26	44	22	2,461
宮城教育大学	200 (56.5)	154 (43.5)	4	128	13	8	0	0	1	0	0	354
山形大学	403 (23.6)	1305 (76.4)	55	679	291	228	30	5	3	10	4	1,708
福島大学	435 (44.4)	545 (55.6)	2	243	206	72	4	2	2	3	11	980

(注) 1 本表は、当局が各国立大学法人のホームページに基づき作成した（数字は調査時点のものである。）。

2 () 書きは、入学者計に対する割合 (%) である。

3 九州地方には沖縄県を含む。

3 調査の概要

(1) 調査対象

調査対象は、以下の 26 国公立大学である。

① 東北管内の国立大学（7 大学）

弘前大学、岩手大学、秋田大学、東北大学、宮城教育大学、山形大学、

福島大学

- ② 東北管内の公立大学（11 大学）※管内状況として情報収集したもの
- ③ 仙台市内の私立大学（8 大学）※管内状況として情報収集したもの

(2) 調査期間及び調査方法

令和 2 年 1 月から 2 月にかけて、各大学における授業料納付方法について面接又は書面により調査を実施した。

4 調査結果の概要

(1) 調査対象の大学における授業料納付方法

調査対象の大学の授業料納付方法を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 国立大学では、7 大学全てが原則として口座振替のみ
- ② 公立大学では、11 大学のうち、3 大学が原則として口座振替、3 大学が口座振替と口座振込を併用、5 大学が口座振込のみ
- ③ 私立大学では、8 大学全て口座振込のみ

(2) 国立大学における状況

ア 口座振替可能な金融機関の状況

国立大学別に口座振替が可能な金融機関の状況は、表 2 のとおりである。いずれも地方銀行のほか、各都道府県内に支店を持つ都市銀行若しくはゆうちょ銀行、又はその両方の金融機関からの口座振替が可能となっている。

このうち、岩手大学及び東北大学では、授業料の口座振替を収納代行業者に委託することにより、都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行等を問わず国内のほぼ全ての金融機関からの口座振替が可能となっている。また、宮城教育大学では、地方銀行の自動集金サービス（全国ネット型）の利用により、ゆうちょ銀行を除く都市銀行、地方銀行等、多くの金融機関からの口座振替が可能となっている。

なお、文部科学省通知を受け、東北大学では、収納代行業者に委託した結果、平成 29 年からゆうちょ銀行を含むほぼ全ての金融機関に拡大しており、弘前大学及び秋田大学でも、平成 26 年度からゆうちょ銀行を追加している。

しかし、国立大学授業料の納付方法については、依然として、以下のような状況がみられた（重複の大学あり）。

- ① ゆうちょ銀行からの口座振替を認めていないもの（2 大学：宮城教育大学、福島大学）
- ② 都市銀行からの口座振替を認めていないもの（2 大学：弘前大学、山形

大学)

③ 地方銀行について地元銀行に限定しているもの（4大学：弘前大学、秋田大学、山形大学、福島大学）

※ 指定地方銀行の県外支店の状況については、後記表4を参照のこと。

表2 国立大学における口座振替が可能な金融機関の状況

大学名	地方銀行	都市銀行	ゆうちょ銀行	その他の金融機関	備考
弘前大学	○	×	○	×	地方銀行は地元の2機関と個別契約。ゆうちょ銀行は、文部科学省通知を受け追加契約。
岩手大学	◎	◎	○	◎	ゆうちょ銀行を含むほぼ全ての金融機関からの口座振替が可能（授業料の収納業務を業者に委託）。
秋田大学	○	○	○	×	地方銀行は地元の2機関、都市銀行は1機関と個別契約。ゆうちょ銀行は文部科学省通知を受け追加契約。
東北大学	◎	◎	○	◎	文部科学省通知を受け検討した結果、従前は口座振替可能な金融機関は地方銀行1機関、都市銀行1機関のみだったが、平成29年からゆうちょ銀行を含むほぼ全ての金融機関からの口座振替を可能とした（授業料の収納業務を業者に委託）。
宮城教育大学	◎	◎	×	◎	ゆうちょ銀行を除くほぼ全ての金融機関からの口座振替が可能（メイン銀行の自動集金（代金回収）サービスを利用）。
山形大学	○	×	○	×	地方銀行は地元の3機関と個別契約。ゆうちょ銀行は平成16年4月に契約。
福島大学	○	○	×	×	地方銀行は地元の2機関、都市銀行は1機関と契約。ゆうちょ銀行については、今後、追加を検討している。

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。

2 表中の「◎」は、収納代行業者や銀行の自動集金サービスによりほとんどの金融機関からの口座振替が可能であることを示す。また、「○」は、1~3の数の金融機関からの口座振替が可能であることを示す。

3 いずれの大学も原則は口座振替だが、個別の相談により口座振込にも対応可能であるとしている。

4 「その他の金融機関」は、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合等を示す。

イ 口座振替可能な金融機関を限定している理由

口座振替可能な金融機関を限定している5国立大学に対し、その理由について調査した結果は、表3のとおりであり、従前から大学と取引のある地元の地方銀行に加え、都市銀行又はゆうちょ銀行を口座振替可能

な金融機関に指定・追加していることなどから、現行において特に支障はないと多くの大学が認識している状況がみられた。

表 3 口座振替可能な金融機関を限定している理由

区 分	大学名	理 由
ゆうちょ銀行からの口座振替を認めていない理由	宮城教育大学	現在、ゆうちょ銀行を除くほぼ全ての金融機関からの口座振替が可能であり、特に支障はないと認識しているため。
	福島大学	現在の口座振替可能な金融機関（2 地方銀行、1 都市銀行）で特に支障はないと認識しているため。
都市銀行からの口座振替を認めていない理由	弘前大学	事務作業量やコストバランスの他、入学者の出身地の状況を踏まえ、従前から大学と取引のある地元の 2 地方銀行を口座振替可能な金融機関とし、文部科学省通知を受け平成 26 年にゆうちょ銀行を追加しており、特に支障はないと認識しているため。
	山形大学	従前から大学と取引のある地元の 3 地方銀行を口座振替可能な金融機関とし、平成 16 年にはゆうちょ銀行を追加しており、特に支障はないと認識しているため。
地方銀行について地元銀行に限定している理由	弘前大学	事務作業量やコストバランスの他、入学者の出身地の状況を踏まえ、従前から大学と取引のある地元の 2 地方銀行を口座振替可能な金融機関としており、特に支障はないと認識しているため。
	秋田大学	従前から大学と取引のある地元の 2 地方銀行を口座振替可能な金融機関としており、特に支障はないと認識しているため。
	山形大学	従前から大学と取引のある地元の 3 地方銀行を口座振替可能な金融機関としており、特に支障はないと認識しているため。
	福島大学	従前から大学と取引のある地元の 2 地方銀行を口座振替可能な金融機関としており、特に支障はないと認識しているため。

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

ウ 口座振替可能な地方銀行の県外支店の配置状況

地方銀行について地元銀行に限定している大学がみられたことから、当該銀行の県外支店の配置状況について調査したところ、表 4 のとおり、県外に支店がないところがみられるなど、学費納付者が口座振替に当たっての口座開設等に不便や支障等が生じる可能性が懸念される状況がみられた。

表4 口座振替可能な地方銀行を限定している国立大学における指定地方銀行の県外支店の配置状況

区分	銀行名	県外支店のある都道府県数	(内 訳)												
			北海道	東北					関東				中部		
				青森	秋田	岩手	宮城	山形	福島	東京	埼玉	栃木		茨城	新潟
弘前大学	A銀行	5	函館2 札幌1	大館1 能代1	盛岡1	仙台1					中央区1				
	B銀行	5	函館6 北斗1 札幌1	大館2 能代1	久慈1 二戸1 軽米1 盛岡1	仙台1					中央区1				
秋田大学	C銀行	7	札幌2 旭川1	青森1 弘前1 八戸1		盛岡1	仙台3			福島1 郡山3 いわき1	中央区1				新潟1
	D銀行	3				仙台1	酒田1				中央区1				
山形大学	E銀行	6			由利本荘1		仙台6		郡山1		中央区1	さいたま1	宇都宮1		
	F銀行	4			秋田1		仙台11 名取1 富谷2 利府1		福島1 郡山1		中央区3 武蔵野1				
	G銀行	6			秋田1 由利本荘2		仙台7		福島1		新宿区2	さいたま1			新潟2 新潟4 村上1
福島大学	H銀行	4					仙台1					さいたま1	那須塩原1	水戸1	
	I銀行	6					仙台4 名取1	米沢1			中央区1 新宿区1		宇都宮1	水戸1 日立1	新潟1

(注) 1 本表は、当局が各銀行のホームページ掲載情報に基づき作成した。各大学の斜線は、当該大学設置県内の店舗を省略したものである。

2 内訳は、各銀行の県外支店の所在市区町村名及び店舗数（店番号のある店舗のみ）である。

エ 国立大学における口座振替手数料の負担

口座振替を行う場合は口座振替手数料が生じるが、大学、学費納付者のどちらが負担するかについて、各国立大学を調査したところ、弘前大学においてゆうちょ銀行からの口座振替手数料（10 円）が学費納付者の負担となっている以外は、全て大学負担となっている。

<以下は東北管内の状況として公立大学及び私立大学から情報収集したもの>

(3) 公立大学における状況

ア 口座振替可能な金融機関の状況

公立大学では、11 大学のうち 6 大学が口座振替（原則として口座振替が 3 大学、口座振替と口座振込の併用が 3 大学）としている。

口座振替が可能な 6 大学についてみると、2 大学は収納代行業者を活用し、ゆうちょ銀行を含むほぼ全ての金融機関における口座振替が可能となっている。

また、4 大学は、口座振替可能な金融機関を限定しており、ゆうちょ銀行と地元の地方銀行を指定しているものが 3 大学、地元の地方銀行を指定しているものが 1 大学となっている。

イ 口座振替可能な金融機関を限定している理由

口座振替可能な金融機関を限定している 4 公立大学に対し、その理由について調査した結果、国立大学同様、従前から大学と取引のある地元の地方銀行に加え、都市銀行又はゆうちょ銀行を口座振替可能な金融機関に指定していることで、現行において特に支障はないと多くの大学が認識している状況がみられた。

ウ 口座振込の状況

公立大学 11 大学のうち 5 大学は、授業料を口座振込による納付のみとしている。その理由について調査した結果、各大学では、学生等から口座振替に係る要望がないことなどから、現行において特に支障はないと認識している状況がみられた。

(4) 私立大学における状況

私立大学 8 大学は授業料を口座振込による納付のみとしている。その理由について調査した結果、公立大学同様、学生等から口座振替に係る要望がないことなどから、現行において特に支障はないと認識している状況がみられた。

なお、公立大学、私立大学とも口座振込手数料は学費納付者の負担（一般的に前期・後期の年 2 回）であり、口座振込手数料の一例を示すと表 5 のとおりである。

表 5 参考：口座振込手数料（J 銀行）

区分	金額区分	窓口ご利用の場合	ATMご利用の場合	
			現金およびキャッシュカードによるお振り込み	当行キャッシュカードによるお振り込み
J 銀行同一店内 あて	3 万円未満	330 円	220 円	無料
	3 万円以上	550 円	440 円	無料
J 銀行本・支店 あて	3 万円未満	330 円	220 円	110 円
	3 万円以上	550 円	440 円	330 円
他行あて	3 万円未満	660 円	550 円	440 円
	3 万円以上	880 円	770 円	660 円

(注) 本表は、当局が J 銀行ホームページ「振込手数料」に基づき作成した。

5 行政苦情救済推進会議の主な意見

- 大学側は、現行のままでも特に支障はないとしているが、授業料を納付する側の利用者にとってどのような不都合が生じているか十分認識していないのではないかと。

- ・ 関東地方の国立大学では、収納代行業者を利用した口座振替の導入がかなり進んでいることを考えれば、システム変更等に費用がかかるといった特別高いハードルがあるようには思えない。
- ・ どんな形であれ、授業料の納付方法の間口は広い方がよいと考える。地方銀行の中には、業務効率化のため、支店の集約や昼間に店舗の窓口業務を一時休止するといったところもみられることから、口座振替可能な金融機関を拡大すべきである。
- ・ システム変更等に伴う多大な労力・費用が必要ということでなければ、収納代行業者を活用するなど口座振替可能な金融機関を拡大すべきではないか。
- ・ この機会に、大学に利用者目線で前向きに考えてもらって解決してもらうことは、意味があるのではないか。

6 あっせん事項

岩手大学及び東北大学では、収納代行業者を活用し、ゆうちょ銀行を含むほぼ全ての金融機関における口座振替が可能となっている。

一方、東北管内の他の国立大学においては、①ゆうちょ銀行からの口座振替を認めていないもの（宮城教育大学及び福島大学）、②都市銀行からの口座振替を認めていないもの（弘前大学及び山形大学）、③地方銀行を地元銀行に限定しているもの（弘前大学、秋田大学、山形大学及び福島大学）がみられる。

このようなことから、弘前大学、秋田大学、宮城教育大学、山形大学及び福島大学では、学生・保護者等の学費納付者の利便性に配慮し、収納代行業者を活用するなど口座振替可能な金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の拡大を図る必要がある。